

親子交流はなぜ必要？



傷ついた子どもの気持ちを回復するために『親子交流』があります

- ♡ 父からも母からも変わらず愛されている・守られている → 愛情の確認
- ♡ 安心と自己肯定 → 離別の悲しみ、怒り、不安からの回復
- ♡ 両親が離婚しても、親子であることに変わらない → アイデンティティの確立

公的支援について

子ども家庭庁のひとり親家庭等支援事業の一環として、次の自治体ではNPO法人親子交流支援センター香川と業務委託契約を締結し、利用料金の一部を補助する取り組みが実施されています。

対象自治体 高松市・観音寺市・三豊市・丸亀市・坂出市・さぬき市・東かがわ市・善通寺市 (令和8年〇月開始予定)
香川県 (土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町)

支援内容 次の補助要件を満たせば、1年間を限度として対象自治体から補助を受けることができます

- 補助要件**
- 親子交流の対象となる子ども及び同居親が支援自治体に住所を有すること
 - 子どもの年齢は18歳未満であること
 - 本事業の支援を受けることを、父母ともに同意していること
 - 親子交流援助の実施頻度は原則として1月に1回
 - 本事業による支援期間は、最長で1年間

NPO法人 親子交流支援センター香川



親子交流支援センター香川は、離婚や別居により離れて暮らすことになった親子が、心身ともに健康的な親子交流をするためのお手伝いをする第三者機関です。

● 私たちが大切にすること ●

- ① 子どもの最善の利益の実現
- ② 安心・安全な親子交流の実施
- ③ 個人情報保護及び秘密保持の徹底

親子交流の目的は、子どもが親を知り、親の愛情を確認しながら、安心して健やかに成長することです。
親子交流にお悩みの方は、このパンフレットを手に取り、是非お読みください。

NPO法人 親子交流支援センター香川 利用の流れ

まずは
お電話
ください

支援を受けることを考えておられる方は、まず最初に
電話をしてください **TEL 090-1006-1190** (9:00-19:00)

支援を受けるには、父母間で親子交流の合意があることが前提です

事前面談
(有料)

平塚中央公園管理事務所 会議室で **事前面談** を行います

遠隔地にお住いの方は、Webミーティングの方法で
事前面談を実施できます

- 父母が直接顔を合わせることがないよう、父母それぞれ個別に事前面談を行います
- 合意文書（家庭裁判所の調停調書等の合意内容が分かる書面）・事前面談料をご持参ください
- **事前面談料**：父母それぞれ**5,000円**



申込み

親子交流支援の **申込み**

利用ルールや契約手続きについて説明を受けた後に、当センターの
支援を希望する場合は、契約の申込み手続きを行います

支援開始
(有料)

1 付添型：10,000円※

互いに顔を合わせることが困難な場合、支援員がこどもの受け渡しを行い、
交流中見守り支援を行います。連絡調整を含みます。時間制限有り

2 受渡型：10,000円※

支援員がこどもの受け渡しを行う支援です。付添型と異なる点は、支援員が交流中
に立ち会わないことです。緊急連絡の対応と連絡調整を含みます。時間制限無し

3 連絡調整型：5,000円※

父母が直接連絡を取り合うことが難しい場合、支援員が父母に代わって
日程調整をします。

4 フォロー面談：5,000円

親子交流支援開始後に問題等が発生したときの相談等に対応するための
面談です。

※支援料の負担は、父母の負担割合によります。

ゴールは
1年後

支援開始から1年後に支援は一旦終了となります
後は父母が自分たちで親子交流ができる自力実施を
目指しましょう

親子交流支援利用ルール (抜粋)

回数と時間

- ① 原則、家庭裁判所の調停等で合意した内容での支援となります
- ② 合意が無い場合は、月1回2時間が標準です

実施日程の調整

支援員が父母の間に入って調整します

親子交流の場所

『さめきこどもの国』で親子交流します

さめきこどもの国 高松市香南町由佐 3209

別の場所で行う場合は、父母の合意と支援員が支援可能な場所であることが必要です

親子交流できる人

- ① こどもと離れて暮らす親（別居親）を対象として支援します
- ② 祖父母等の同伴は、家庭裁判所の調停等での合意が必要です

プレゼント・飲食

- ① 誕生日プレゼント等については、特に制限はありません
ただし、高額品や交流の都度のプレゼントは控えてください
- ② 水分補給のための飲料水、空腹時の軽食・おやつは必要の都度
とることができます

遵守事項

- ① 父母は互いにこどもの前で相手の悪口を言わない
- ② こどもには、片方の親の生活状況などを質問しない など

支援中止となる事項

以下のようなときは、直ちに親子交流支援を中止します

- ① こどもを連れ去ろうとしたとき
- ② こどもの福祉を害する行為があると認められるとき
- ③ 支援センター香川の助言・判断・指示を受け入れないとき など

離れて暮らすこどもと楽しい時間を過ごすためのルールです。こどものために必ず
守っていただきたいルールです。